

霊地使用権譲渡申請書

令和 4 年 4 月 1 日

大阪市長様

住所 大阪市北区中之島1-3-20

譲渡人

ふりがな おおさか たろう
氏名 大阪 太郎

電話番号 (090) 4321-1234

〒 545-0052

住所 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1

譲受人

本籍 大阪市阿倍野区阿倍野筋1

ふりがな おおさか いちろう
氏名 大阪 一郎

電話番号 (090) 5678-8765

霊園使用許可証の
使用場所をご記入
下さい。

大阪市設霊園条例第14条第3項の規定により、霊園の譲渡の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

霊園名	大阪市設 ○○ 霊園	使用霊地数	区 種 4 霊地
使用場所	第1区 1番地 (ア) 1号~4号	許可証の番号	第1000号
譲渡人と譲受人との続柄	弟の子		
既納使用料	金(事務所で記入いたします)円		
既納管理料	金(事務所で記入いたします)円 [年 月 日から 年 月 日まで]		

(添付書類) 霊園使用許可証 譲渡誓約書兼理由書 戸籍謄本等 住民票
 本人確認書類(・住所記載・本籍記載) その他()

受付第	号	令和	・	・	許可年月日	令和	・	・
-----	---	----	---	---	-------	----	---	---

手数料收受欄	
250円	No

園長	副園長	係員	受付

処理欄
<input type="checkbox"/> 入力 <input type="checkbox"/> 索引簿 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 墓籍簿印刷

譲渡誓約書兼理由書

令和4年4月1日

大阪市長様

譲渡人

氏名 大阪 太郎

譲受人

氏名 大阪 一郎

この使用权譲渡申請について、万一問題が生じた場合においても、大阪市に対し一切の迷惑をかけずに解決することを誓約いたします。

また、次のとおり相違ありません。

- ・親族間の合意を得ています。
- ・他の親族より請求があったときは、墓地、埋葬等に関する法律第15条第2項に基づき、帳簿又は書類等を閲覧させることに異存ありません。

なお、使用权移転の理由については、下記のとおりです。（該当する欄に○を記入）

- ・使用者が維持管理を履行するには困難な遠隔地に転居するため
- ・婚姻または養子縁組により氏を変更したため
- ・離婚または離縁したため
- 高齢や疾病、後見開始の審判により、管理維持の履行が困難なため
- ・その他（

）